

南5区多目的グラウンド利用基準

1 南5区多目的グラウンドについて

- (1) 南5区多目的グラウンドは、産業廃棄物最終処分場である知多市緑浜町5番1の一部及び2番3の一部を暫定的に利用するグラウンドである。
- (2) 南5区多目的グラウンドに関する管理、利用の許可に関する業務等は、知多市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- (3) 適切な管理を図るため、管理人を配置する。

2 利用の基本

- (1) 南5区多目的グラウンドの利用に際し、適切な運用を図るため、条件を満たした特定の団体による利用に限定する。
- (2) 利用できる団体は、団体の所在地が知多市で、かつ、市内在住、在勤、又は在学する人が10人以上で構成された団体とし、利用基準等の説明を受けた上、利用団体登録を条件とする。
- (3) 利用に伴い市が支出する実費相当額の利用者負担は、当面の間はないものとする。
- (4) 利用日は、年末年始（12月28日から1月4日まで）を除く日とし、利用単位は原則午前9時から午後5時までの1時間を1単位とする。
- (5) 本基準を遵守しない団体は、利用を制限する。

（1回目：厳重注意、2回目：3か月利用停止、3回目：1年間登録抹消）

3 利用の手続き

- (1) 利用基準等の説明を受けた上、南5区多目的グラウンド利用団体登録申請書、利用誓約書及び利用者名簿を委員会に提出すること。
- (2) 利用団体登録の有効期間は、別に定める期間とする。
- (3) 南5区多目的グラウンドを利用しようとする団体は、委員会の許可を受けること。また、許可を取り消す場合も委員会の許可を受けること。
- (4) 許可を受けようとする団体は、利用しようとする日の属する月の3月前の初日から利用日の14日前の午後6時までに委員会に申請し、許可を受けること。

- (5) 南5区多目的グラウンドに入場する際は、団体の代表者が管理人に許可書を提示すること。
- (6) 代表者の連絡先を明記した利用者名簿を作成し、必要に応じて提示できるよう常に携行すること。なお、名簿に記載していない人の施設内への立ち入りは禁止する。
- (7) 利用後に利用終了報告書を記入した上で管理人に提出するとともに、すべての団体関係者の退場が完了した旨を管理人に申し出ること。

4 利用上の注意

- (1) 団体の代表者は、利用に係る一切の責任を負い、その範囲は会員に限らず会員が未成年の場合はその保護者も含むものとする。なお、利用条件を満たしていないと認められた場合は、登録を取り消すことがある。
- (2) グラウンド内で発生したごみ等は、団体の責任において全て持ち帰ること。
- (3) 施設利用時は他の者が出入りしないよう必ずかんぬき施錠をし、利用後はグラウンド整備を行うこと。
- (4) 南5区Ⅲ工区内においては、次の行為を禁止する。
 - ・火気（喫煙を含む。）を使用すること
 - ・グラウンド及び駐車場以外の区域に立ち入ること
 - ・動物・ペット等を連れ込むこと
 - ・沈下杭、観測井その他の最終処分場の設備にみだりに触れること、又はこれらの設備を損傷、若しくは汚損すること
 - ・土地の地質を変更すること
- (5) 次の場合は、状況に応じて利用を中止するとともに、管理人に申し出ること。
 - ・設備等を破損した場合、又は破損を発見した場合
 - ・ガスによる悪臭等の発生が認められた場合
 - ・利用団体とは無関係な不審な人物を目撃した場合
 - ・その他異状が認められた場合
- (6) 車両で敷地内を通行する際は、不陸による事故等を防止するため、徐行を厳守すること。また、車両は決められた場所に駐車すること。

- (7) 施設内で発生したけがや事故、盗難等については、代表者又は各自が適切に処理すること。重大な過失がない限り、委員会はその損害を賠償する責任を負わない。
- (8) 利用者が故意又は過失によって施設を汚損、き損又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償すること。ただし、損害を賠償させることが適当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。
- (9) 利用時間は、許可書に定められた時間を厳守し、施設への入場は開始時間以降に、また施設からの退場は許可時間内に行うこと。
- (10) 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又は利用する権利を他の者に譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (11) 施設内で発生した事件又は事故について、土地所有者である名古屋港管理組合及び最終処分場管理者である公益財団法人愛知臨海環境整備センターに対して損失の補償等を求めないこと。

附則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年12月20日から施行する。